

令和4年5月17日

令和4年夏季早期退職募集実施要項

1 募集の目的

本県警察職員の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号）第7条の6第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うもの

2 募集の対象

令和4年9月30日現在において、勤続期間が20年以上又は年齢が45歳以上の警察官を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 臨時的任用職員、会計年度任用職員、法律により任期を定めて任用される者
- (2) 令和4年9月30日までに定年（60歳）に達する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集開始日において受けている者又は後記4の募集期間中に受けた者

3 募集人数

10人程度

4 募集期間

令和4年6月1日（水）午前9時00分から同月14日（火）午後5時45分まで

5 退職すべき期日

令和4年9月30日（金）

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

ア 応募しようとする職員は、早期退職募集応募申請書（福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和49年福岡県人事委員会規則第2号）様式第2号の2）に必要事項を記入の上、前記4の募集期間内に所属長に提出すること。

イ 所属長は、当該申請について、警務課長（人事第三係扱い）を経由して本部長に報告すること。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

ア 前記4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を本部長から応募者に交付する。

イ 応募者が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、不認定となる。

(ア) この募集実施要項に適合しない場合

(イ) 応募後に懲戒処分を受けた場合

(ウ) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

(エ) 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

ウ 通知は、令和4年7月中旬を予定している。

(3) 応募の取下げ

ア 応募した職員が、応募申請書を提出した後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職募集応募取下げ申請書（福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和49年福岡県人事委員会規則第2号）様式第2号の3）」に必要事項を記入の上、所属長に提出すること。

イ 所属長は、当該申請について、警務課長（人事第三係取扱い）を経由して本部長に報告すること。

令和4年9月21日

令和5年春季早期退職募集実施要項

1 募集の目的

本県警察職員の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号）第7条の6第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行う。

2 募集の対象

令和5年3月31日現在において、勤続期間が20年以上又は年齢が45歳（定年が63歳の者は48歳）以上である警察官及び警察行政職員を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 臨時的任用職員、会計年度任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 令和5年3月31日までに定年に達する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集開始日において受けている者又は後記4の募集期間中に受けた者

3 募集人数

20人程度

4 募集期間

令和4年10月7日（金）午前9時00分から同月21日（金）午後5時45分まで

5 退職すべき期日

令和5年3月31日（金）

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

ア 応募する職員は、早期退職募集応募申請書（福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和49年福岡県人事委員会規則第2号）様式第2号の2）に必要事項を記入の上、前記4の募集期間内に所属長に提出すること。

イ 所属長は、当該申請について、警務課長（人事第三係取扱い）を経由して本部長に報告すること。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

ア 前記4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を本部長から応募した職員に交付する。

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、不認定となる。

(ア) この募集実施要項に適合しない場合

(イ) 応募後に懲戒処分を受けた場合

(ウ) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

(エ) 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

ウ 認定又は不認定の通知は、令和4年12月中旬を予定している。

(3) 応募の取下げ

ア 応募した職員が、応募申請書を提出した後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職募集応募取下げ申請書（福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和49年福岡県人事委員会規則第2号）様式第2号の3）」に必要事項を記入の上、所属長に提出すること。

イ 所属長は、当該申請について、警務課長（人事第三係取扱い）を経由して本部長に報告すること。